

令和 7 年第 1 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 3 号

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和7年3月11日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年3月11日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	令和7年3月11日 午後 3時16分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	14名			
欠 席 議 員	5 番	柏 崎 勉	9 番	田 中 正 一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1 報告第 1 号	専決処分の報告について（神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	2 報告第 2 号	専決処分の報告について（いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	3 報告第 3 号	専決処分の報告について（いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	4 承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について）		
	5 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	6 議案第 1 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	7 議案第 2 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	8 議案第 3 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	9 議案第 4 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	10 議案第 5 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	11 議案第 6 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	12 議案第 7 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	13 議案第 8 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	14 議案第 9 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	15 議案第 10 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	16 議案第 11 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	17 議案第 12 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	18 議案第 13 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	19 議案第 14 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	20 議案第 15 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	21 議案第 16 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	22 議案第 17 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	23 議案第 18 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について		
	24 議案第 19 号	おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について		
	25 議案第 20 号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	26 議案第 21 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		

	27 議案第 2 2 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	28 議案第 2 3 号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	29 議案第 2 4 号	除雪グレーダ（3. 1 m級）購入契約の締結について
	30 議案第 2 5 号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結について
	31 議案第 2 6 号	いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
	32 議案第 2 7 号	町道の路線認定について
	33 議案第 2 8 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について
	34 議案第 2 9 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
	35 議案第 3 0 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について
	36 議案第 3 1 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
	37 議案第 3 2 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について
	38 議案第 3 3 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 4 号）について
	39 議案第 3 4 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議 員 提 出 議案の題目		
開 議	午前 1 0 時 0 1 分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	1 3 番	川 口 弘 治 議 員
	1 4 番	西 館 芳 信 議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	おはようございます。 本日、3月11日は東日本大震災から14年がたちます。犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため、地震発生時刻の午後2時46分に休憩を入れて、15秒間の黙禱を捧げたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。 ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時01分)
欠席報告	松林議長	なお、5番、柏崎 勉議員、9番、田中正一議員は欠席であります。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 ちょっと待ってください。理事者側も議員の皆さんも、発言する際はマスクを外してもらいたいと思います。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (岡本啓一君)	おはようございます。 それでは、報告第1号について、ご説明いたします。 議案書は7ページ、8ページになります。

当局の説明	松林議長	本件は、令和６年第２回おいらせ町議会定例会議案第３３号をもって議会の議決を経た神明橋橋梁補修工事請負契約について、去る令和７年１月２８日付で専決処分により変更契約を締結しましたので、報告するものです。 その主な内容は、当工事の実施に伴い、仮設道路の設置や低濃度ＰＣＢ処分用密閉容器等が必要となったため、契約金額を３６３万円増額したものです。 なお、変更契約額が既契約額の１００分の３以内であるため、軽易な事項として町長の専決処分としたものでございます。 以上で説明を終わります。
	(議員席)	
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	＊＊「なし」の声＊＊ なしと認め、本件についての質疑を終わります。 以上で報告第１号を終わります。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	日程第２、報告第２号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。 おはようございます。 それでは、報告第２号についてご説明申し上げます。 議案書９ページから１０ページになります。 本件は、令和６年第２回おいらせ町議会定例会において議会の議決をいただいております、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の一部を変更し、変更契約を締結することについて、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についてにより、去る１月２２日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります、本工事は令和７年１月３１日までの工期で進めておりましたが、屋外階段の改修について、階段全体の老朽化が激しく、補修から解体に変更したことで、足場を撤去してからの解

当局の説明		体工事となり工程が遅れたことや、当初の想定以上に外壁のひび割れなどが多く、補修に時間を要し、さらに老朽化が原因の当初計画されていなかった修繕工事などが発生したことなどで、変更後の工期を令和6年6月18日から令和7年3月31日までとしたものがあります。 以上で説明終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	※※「なし」の声※※ なしと認め、本件についての質疑を終わります。
	松林議長	日程第3、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。 議案書11ページから12ページになります。 本件は、令和6年第2回おいらせ町議会定例会において議会の議決をいただいております、いちよう公園体育館照明器具改修工事請負契約の一部を変更し、変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についてにより、去る1月29日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります、本工事はいちよう公園体育館の全ての照明器具をLED化する工事でありました。工事の過程で、既存の灯具を撤去処分した際に発生する金属くずやガラスくずなど廃棄物の処分数量や、積み込み運搬数量が当初設計より減少したため、契約金額を95万7,000円減額し、5,844万3,000円に変更契約を締結したものであります。 なお、この減額分について、当初契約額の100分の3以内であったため、専決処分を行ったものです。 以上で説明を終わります。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	※※「なし」の声※※
	松林議長	なしと認め、本件についての質疑を終わります。 以上で報告第3号を終わります。
	松林議長	日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	おはようございます。 それでは、承認第1号についてご説明いたします。 議案書は13ページから16ページになります。 本件は、既定の歳入歳出予算の総額に9,989万7,000円を追加し、予算の総額を130億7,775万2,000円としたもので、去る1月17日付で専決処分を行ったものであります。 主要内容についてご説明いたしますので、令和6年度一般会計補正予算(第6号)に関する説明書をご用意ください。 6ページをご覧ください。 歳出の内容ですが、3款1項1目社会福祉総務費の19節住民税非課税世帯等臨時特別給付金8,000万円の追加は、国が行う物価高騰対策事業として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円及び同じ世帯の児童1人当たり2万円を給付するため計上したものです。 また、灯油購入費助成金1,680万円の追加は、県が行う生活困窮者に対する灯油購入費助成事業として、住民税非課税世帯1世帯当たり7,000円を助成するため計上したものであります。 次に歳入の内容ですが、ページが戻り、5ページをご覧ください。 15款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方交付金9,189万7,000円の増額及び16款2項2目民生費県補助金灯油購入費助成事業費補助金800万円の追加は、先ほど説明した歳出の事業費に充てるため計上したものです。 なお、この予算補正につきましては、臨時特別給付金は国からの

質疑	松林議長	速やかな給付の要請があったこと、灯油購入費助成金は県補助の要件として年度内の交付決定が必須だったため、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、5ページから7ページです。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。 13番。
	13番 (川口弘治君)	13番、川口です。 この国が進める給付金と県の灯油購入費助成金、これの景気が非常に悪いので、経済が困窮していることに対しての国民に対して、県民に対して寄附をするという非常にありがたい政策と思って感謝したいと思いますが、これは政治的な判断で、去年の国は12月末、年末あたりに給付金を幾ら幾らと総理が発言した旨の一環のやつかなと思いますが、金額的に政治的な判断でこの3万円になった。それに伴って、県は7,000円のその1人当たり低額所得者に対しての助成を行うという形なんです、お分かりにならないとは思いますが、その当初は3万円でなかったような話は皆さんもご存じかと思いますが、なぜこの金額になったのか。また、県は7,000円という、この給付をするという、この辺の根拠というものを、もしお分かりになりましたらお知らせください。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	お答えします。 ちょっと答えになるかどうかあれですけども、これまで住民税非課税世帯等への給付金は以前からも毎年のように給付されていて、10万円だったりとか来ておりますし、令和6年度でいうと均等割課税世帯にも給付があったりということで、相当な給付をしてきておりました。

答弁	松林議長	今回、多分国のほうではその不足分であろうと、物価高騰等による対応のための支援として、3万円ということを決めたのだと思いますが、詳細にはちょっと分かりかねます。 もう一方で、県の灯油購入費の助成につきましても、国のほうで支援をするということを前提に置いて、県のほうでは灯油分の価格高騰分ということで、7,000円の設定をしたものだと思いますが、詳細についてはちょっと細かいところは分からないということで、ご了承いただきたいと思います。 以上です。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長。 財政課長の内容と併せてお知らせしたいと思います。 こちらでちょっと国から来ている資料がございましたので、ちょっとその説明で、非課税世帯の給付金をお願いいたします。 Q&Aが来ておりますので、ちょっと読み上げたいと思います。 一応1世帯当たり3万円、子供1人当たり2万円とする理由は何かということで、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち、賃上げや年金物価スライド等で賄い切れない部分をおおむねカバーできる水準として、非課税世帯1世帯当たり3万円とし、このうち子育て世帯についても人数ごとに考慮して、人数が多いことを考慮して、子供1人当たり2万円を加算して、給付金の支援を行うものとなっております。 それから、県のほうの部分については、説明をちょっと聞いたところ、やはり東北各県でも灯油の助成制度というものをしているそうです。一応そういう各県の状況も併せて見ながら、7,000円という数字を出したと聞いております。 以上になります。
質疑	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	ありがとうございます。大変すみません、国、県のことを聞いてしまっ。 非常にありがたい制度の給付、ちなみにこういう国、県、町もこれから今後予算の補正出てきますが、こういった事業をやるときの、

答弁	松林議長	いつも聞きますけれども、事務経費とか、そういうものというのは合わせて、国から、県から来ておるものですか。そのところをお願いします。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長。 ただいまの質問にお答えいたします。 事務経費につきましては、国の非課税世帯への給付金事業については、ほぼ満額来るようにはなっているところです。 ただ、一方、県の灯油助成金については、その扶助費の部分だけの給付対象となっているところです。 以上になります。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	14番、西館です。 ちょっと関連するかもしれないけれども、県、国のことについて、ちょこっと分かる限度で教えていただきたいんですが、昨日、家内がちょこっとしゃべっていたんですが、灯油でなく、ガス代が2,000円安くなったと。基本料金だけだけれども、何か助成してもらえそうだということで、業者さんがこの紙を入れたとかって言っていましたがけれども、そうすると、ここは灯油ですから、この灯油の概念に一つはね、ガスが入るのか。 それから、その2,000円安くなるというのは町の枠と違うような気がするんだけど、それは県とか、国とかでやっているということで、別枠だと解していいんですか。 そこ2点お願いします。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	すみません、一つちょっと県が行うガス料金の部分については、この灯油とは別枠になるものだと思います。 あくまで、この7,000円の給付は非課税世帯の方々への灯油

答弁		分として支給しているものですということで、理解していただければと思います。
	松林議長	以上であります。
	財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 ガス代の2,000円の給付につきましては、県のほうの事業、物価高騰対策事業でありまして、たしか2月分を2,000円減額して、ガス供給事業者経由でガス料金を引くという事業で聞いております。
		以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	1点お伺いします。 これは国の政策で進めているわけですがけれども、この非課税世帯の所得が幾ら、例えば、何人あってもその1世帯、所得が低ければ、こういう対象になるという理解なのか。この金額的な算定の非課税世帯のこういう基準、所得がこうなれば収入が幾らあっても、この基準まで所得が落ちた場合は非課税世帯になりますよというのがあったら、それ説明していただきたいと思います。
		それから、この部分については先般も新聞等で報道していましたが、南部町とかああいうのは、これに町独自でかさ上げをして支給するというで新聞報道になっているのか。この辺ちょっと、私これと金額と合わないなと思って新聞見ていましたので、この辺説明いただきたいと思います。
	松林議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (澤頭則光君)	すみません、ちょっと聞き漏らした部分があるので、答えになっていなかったら、その辺ご容赦願います。もう一度質問していただければと思います。
		非課税世帯の要件だと思いますが、すみません、正確なちょっと資料今持ち合わせていなかったんですけれども、課税所得額たしか大体40万円ぐらいかな、たしか、すみません。非課税世帯は、世

質疑	松林議長	帯全員が非課税世帯であるのが要件となっているところです。 それから、南部町の部分についてになりますが、すみません、資料ちょっと持ち合わせておりませんでしたので、もしちょっとその辺確認できたら後でということでも大丈夫でしょうか。すみませんが、よろしくお願いします。
	1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番。 非課税世帯については、家族全員が所得が一定の額以下になっているという世帯ということで、これは金額的に幾らなんですか。これ税務課長分かっていると思いますけれども、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。 それから、この上積みがあるか、ないかというのは、南部町だけではないんですよ。他の自治体でも10万円支給するところもあれば、様々新聞見ればですよ、町独自の加算もあるんじゃないかと私は感じたんですけども、この辺、実際に他の自治体見て、うちと違うんだと感じませんでしたか。財政課長なんか、記事見ていませんか。この額だけだと、本当にこれ国から来ただけで、町独自の部分というのは全然入っていないわけですから。町がかさ上げしているところは、私、他の自治体、結構八戸広域の枠内でも3つぐらいあるなと思って感じていましたけれども、この辺把握していませんか。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長です。 分かる範囲内だったんですけども、ちょっと我々のほうで確認取ったのは、本当に近隣、八戸市、三沢市、六戸町にはちょっと確認取ったんですが、ここのところは上乗せしないで3万円と聞いておりました。その他の部分についてはすみません、先ほど申したとおり、ちょっと状況が分かっていないところでしたので、申し訳ありませんがよろしくお願いします。
	松林議長	政策推進課長。

答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	それでは、私から知っている範囲でお答えをしたいと思っております。 まず、今、南部町の話が出ました。当然、南部町については、国の3万円はそれは同額でございます。あと、福祉灯油についても、3,000円ということになっておりまして、ただ、その条件として、大学生を持っている親に対して、自宅通学分は2万円とか、自宅外であれば3万円とかという……。 (「マイク入っていない」の声あり) ごめんなさい。 南部町の先ほど言ったとおり、国の事業の3万円については同額でございます。福祉灯油については、私の持っている資料の中では3,000円と書いておりますが、そのほかの生活支援ということで、大学生を持つ親へ、自宅から通う方には2万円、自宅外には3万円という支給はしているということでございますので、これは町独自の上乗せした支援だと考えております。 以上です。
	松林議長	税務課長。
答弁	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、非課税の金額、所得金額がどれぐらいかという部分についてお答えしたいと思います。 世帯の人数にもよって変わるんですけども、1人であれば、所得額38万円以下で非課税になります。 で、2人以上の場合ですけども、1人当たり28万円プラス26万8,000円ですので、例えば、2人世帯であれば82万8,000円と、これが非課税の合計所得金額になります。 3人以上はそのまま28万円掛けていけば、金額が出ます。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席) 松林議長	※※「なし」の声※※ なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第1号について採決をいたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
	松林議長	日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、諮問第1号についてご説明いたします。 議案書は17から18ページ、また、添付参考資料は5ページになります。 本案は、現在人権擁護委員であります木村啓一氏の任期が令和7年6月30日をもって満了となることから、次期の委員候補者として小西久美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 小西氏は長年小学校教諭として教職に携わり、令和2年3月三沢市立岡三沢小学校で定年退職を迎えた後も再任用として勤務され、令和6年3月おいらせ町立下田小学校で任期満了を迎え、現在に至っております。 同氏は長年の学校教育での経験を通じて、子供たちの笑顔の絶えない安全安心な環境づくりと、お互いを思いやることのできる地域社会の醸成に貢献したいとの強い思いもありまして、人権擁護活動に理解をお持ちの方でもあります。 人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者としての推薦をいたしたく、ご賛同の意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。

当局の説明		これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 お諮りいたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、諮問第１号は原案のとおり決定いたしました。
	松林議長	日程第６、議案第１号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長	それでは、議案第１号についてご説明いたします。
	(成田 隆君)	議案書は１９ページ、２０ページ、また、添付参考資料は６ページになります。 議案第１号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現在の委員である加賀真美子氏が本年６月８日をもって任期が満了となることから、後任の委員として大木元英氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました大木氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第５項に定める保護者枠の委員として任命するものであり、略歴にもありますように、これまで地元下田小学校のＰＴＡ副会長としてご活躍されております。

当局の説明		また、現在は本村地区にあります聖福寺の住職をされており、高い識見と豊かな経験をお持ちの方であります。 教育委員会委員として適任と考えるので、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いします。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
	松林議長	日程第７、議案第２号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第２号についてご説明申し上げます。 議案書は２１ページ、２２ページ、また、参考資料は７ページになります。 本案は、現委員の任期が本年３月３１日をもって満了となることから、委員改選に当たり、農業委員候補者の募集手続及び農業委員会の委員候補者選考委員会の審査を経て、吉田良紀氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 吉田氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の

当局の説明		審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	何回も繰り返しますから、ご了承願います。 日程第８、議案第３号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第３号についてご説明申し上げます。 議案書は２３、２４ページ、また、参考資料は７ページになります。 本案も議案第２号と同様に、袴田光雄氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 袴田氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場

当局の説明		のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第３号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	日程第９、議案第４号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
	町長	町長。
		それでは、議案第４号についてご説明申し上げます。
	(成田 隆君)	議案書は２５ページ、２６ページ、また、参考資料は８ページになります。
		本案もさきの議案と同様に、松林勝智氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
		松林氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから質疑を行います。質疑ございませんか。 **「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	日程第１０、議案第５号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第５号についてご説明申し上げます。 議案書は２７、２８ページ、また、参考資料は８ページになります。 本案もさきの議案と同様に、岩崎 仁氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 岩崎氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**

当局の説明	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第１１、議案第６号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第６号についてご説明申し上げます。 議案書は２９、３０ページ、また、参考資料は９ページになります。 本案もさきの議案と同様に、沼館廣志氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 沼館氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 6 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第 1 2、議案第 7 号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第 7 号についてご説明申し上げます。 議案書は 3 1、3 2 ページ、また、参考資料は 9 ページになります。 本案もさきの議案と同様に、上久保辰視氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 上久保氏は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 7 号についてを採決いたします。

当局の説明		本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。 **「なし」の声**
	(議員席)	
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第１３、議案第８号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長	それでは、議案第８号についてご説明申し上げます。 議案書は３３、３４ページ、参考資料は１０ページになります。 本案もさきの議案と同様に、松林一弥氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 松林氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
	(成田 隆君)	
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	
	松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	
	松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第８号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	
	松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。

当局の説明	松林議長	よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。 次に、日程第１４、議案第９号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第９号についてご説明申し上げます。 議案書は３５ページ、３６ページ、また、参考資料は１０ページになります。 本案もさきの議案と同様に、久慈弘子氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 久慈氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第９号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第１５、議案第１０号、おいらせ町農業委員会委員の

当局の説明		任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第１０号についてご説明申し上げます。 議案書は３７、３８ページ、また、参考資料は１１ページになります。 本案もさきの議案と同様に、日ケ久保 亨氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 日ケ久保氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１０号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第１６、議案第１１号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。

当局の説明	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第１１号についてご説明申し上げます。 議案書は３９、４０ページ、また、参考資料は１１ページになります。 本案もさきの議案と同様に、玉川 勉氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 玉川氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１１号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第１７、議案第１２号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第１２号についてご説明申し上げます。 議案書は４１、４２ページ、また、参考資料は１２ページになり

当局の説明		ます。 本案もさきの議案と同様に、柏崎幸子氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 柏崎氏は、令和6年12月19日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第12号についてを採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第18、議案第13号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。 議案書は43、44ページ、また、参考資料は12ページになります。 本案もさきの議案と同様に、田中正幸氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、

当局の説明		議会の同意を求めるものであります。 田中氏は、令和6年12月19日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第13号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	次に、日程第19、議案第14号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第14号についてご説明申し上げます。 議案書は45、46ページ、また、参考資料は13ページになります。 本案もさきの議案と同様に、立花友彦氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 立花氏は、令和6年12月19日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委

当局の説明		員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１４号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
当局の説明	松林議長	次に、日程第２０、議案第１５号、おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第１５号についてご説明申し上げます。 議案書は４７、４８ページ、また、参考資料は１３ページになります。 本案もさきの議案と同様に、日ヶ久保浩幸氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 日ヶ久保氏は、令和６年１２月１９日開催の委員候補者選考委員会の審査において、委員候補者の選考決定を受けており、農業委員会委員として適任者であると考え、委員に任命いたしたく、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１５号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 本案は原案のとおり同意することに決しました。
	松林議長	暫時休憩いたします。１１時１５分まで休憩いたします。
		(休憩 午前１０時５４分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前１１時１５分)
	松林議長	日程第２１、議案第１６号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第１６号についてご説明申し上げます。 議案書４９ページから５１ページをご覧ください。 本案は、行政手続に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、町関係条例において引用条項の改正を行うほか、所要の改正を行うため提案するものであります。 改正を行う条例は３本あり、この整理条例において、第１条から第３条まで規定しております。

		1つ目の条例が50ページの上段、第1条として、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、2つ目が50ページの中段に第2条として、おいらせ町町税条例、3つ目が下段に第3条として、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例、この3本となります。 なお、このたびの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正概要がありますが、性的マイノリティーの方々への配慮からカード搭載の性別表記を削除するほか、スマートフォンへのマイナンバーカード機能を拡大し、カード代替電磁的記録の送信により本人確認を可能とするもので、マイナンバー法にこれらの規定が追加されたことにより、法律の条項番号が繰り下がりました。伴って、町の条例で引用しているマイナンバー法の条項番号も変わりますので、適正な条項番号に改めるほか、用語の整理を行うものです。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料14ページをお願いいたします。14ページです。 まず、1つ目の条例、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例では、第2条の定義において、マイナンバー法の条項繰下げを行うほか、別表中に引用している町要綱の名称の改正も行うものです。 15ページから16ページ、2つ目の条例、おいらせ町町税条例では、条例で引用するマイナンバー法の条項繰下げを行うものです。 16ページの下段から21ページまでにわたりますが、3つ目の条例、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例では、マイナンバー法の条項繰下げを行うほか、条文中の文言の整理を行うものであります。 これら改正条例の施行期日ではありますが、法改正の施行の日に合わせて、本年4月1日となります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	松林議長	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
		11番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番です。 ちょっと確認ですけれども、先ほどの説明ですと、この改正については本人確認の方法がどうなるということですか。ちょっとこのところ、詳細をお願いします。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	マイナンバー法の改正概要のことを、先ほどご説明いたしました。もう一度お知らせいたします。 マイナンバー法の改正概要では、性的マイノリティーの方々への配慮から、カード搭載の性別表記削除がまず一つです。 もう一つは、スマートフォンへのマイナンバーカードの機能を拡大して、スマートフォンを活用することにより、カード代替電子記録の送信という形で本人確認を可能とするもの、この2つであります。
	松林議長	ほかにございませんか。 1 3 番。
質疑	1 3 番 (川口弘治君)	その性別の削除というマイノリティー等云々というのは、これは例えばこれ以外で、様々な書類でその男女、男であるか、女であるかと聞いてくるという全てにおいて、こういう表記がなくなるという、そういう考えですか。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	議員から、今、いろんなものにおける性別表記の削除があるのかというお話でありましたが、今回こちらで把握して改正提案として提案したものは、あくまでもマイナンバー法の改正に伴って、マイナンバーカードの中に性別表記がなくなるということです、そのほかまで、どの辺までその性別の削除がいつているかどうかは把握はしてございません。
	松林議長	1 3 番。

質疑	13番 (川口弘治君)	マイナンバーで今、例えば、保険証との併記、それから運転免許証、そういうものが併記できるというか、マイナンバーカードで認識できる形になると思うんですが、そういったものの中に、特に保険証と併記で男女の性別が分からないというのは、これどう解釈、どうすればいい。ちょっと意味が分からないんですが。
答弁	松林議長 町民課長 (松山公士君)	町民課長。 それでは、お答えいたします。 当課のほうではマイナンバーカードを扱っておりますので、そのマイナンバーカードの券面の情報として、今まで男女というのは記載があったんですが、これを今後、そういうマイノリティーの関係もあって、そのカードの券面からは削除しようと。ただ、中のチップには、情報としては男女の別は入っていますので、それで確認できるということでございます。 あと、免許証とかもこれから、3月24日から免許証と併用ということでカードにということもありますが、今、言っているのはそのカードの券面の男女をなくすことで国は考えていまして、いろんな諸証明とかの申請でも男女とかいろいろありますが、その辺はまだそのままとしておりました。
質疑	13番 (川口弘治君)	松林議長 13番。 何となく分かったような、分かんないような、大変国が進めている。ただ、条例化はしなければならないというもので、こうやって提案上がってくるんでしょうけれども、ご存じのとおり、今、その男女表記が様々ないろいろ今までの流れはそうであったんですが、マイノリティー、男女の世界の話したらまた怒られるんですが、男は男、女は女という流れも、これは先進国であったという、今まで日本が追従していたアメリカ、欧米ですね。でも、そうではないですよって、男と女というものできちっと分けましょうという、そういう流れもあるということで、何で日本はこういうことをやっているんだろうという、今現状はそういう状況であります。 一旦こうやって条例で決めてしまったものをまたそういう方向に、逆にマイナンバーカードを我々国民のその身分の何ていうか、カー

		ドにしようとなって、逆に、今これから今後予想されるのは、何年かは世界の表記の逆を行っているという、全く進んでいない等のそういう弊害が起こるであろうと、一方ではそういう考えも各国で懸念している場合もあるんですが、その辺というのは別に心配しなくてもいいのかな。外国人とか様々日本、おいらせ町にもいらっしやって、在住されている方もありますが、男女の表記というのは国々によって女性蔑視だ、男性蔑視だ、様々ありまして、これを表記する、していないというものが全く認識が違う。それぞれの国で宗教的な問題も様々あるんでしょうけれども、我々には、我々日本には、日本人にはどう考えても理解できないということで、そういう文化面とか、文明とか様々な違いがあつてですね。こういうことが対応していけるのかなと、そういう心配をしています。 とは言っても、お答えにはなれないかと思いますが、その辺はよく慎重にですね、この条例化する場合でも、必ずしなければならないという、追従しなければならないというもので上げてきているのであれば、もうちょっといろんな世間を見て、どういう方向で、今、日本が進んでいるかなという、そういうところも含めて、地方自治の自立を考えた場合にはそう感じますが、総務課長いかがでしょうかね。 松林議長 総務課長 (成田光寿君) 総務課長。 今、議員から様々ご提言といいますか、意見述べられましたが、その質問に対する明確なお答えにはならないと思いますが、今、議員がおっしゃっていることは恐らく国レベルで議論されていることかと思います。 今回の町の議会で条例提案したのは、あくまでも、その性別表記が云々ということではなくて、国のマイナンバー法が改正されたことに伴って、町の条例でリンクしている、引用している条項の番号がずれたので、それをただ直す、改めるだけのものでありまして、そのマイナンバーの券面から性別を削除することを町としても認めるよという条例提案、条例化ではありません。 参考資料の14ページ見ていただければ分かるんですが、今回直すのは町の条例の第2条の定義の中に、特定個人情報というところがあります。それはマイナンバー法の、従来ですと第2条第8項を
--	--	--

質疑	松林議長	見ていたのが、国の法律が変わったことによって、それが第9項に繰り下がったので、そこをただ変えるだけの見直しでございますので、ちょっと繰り返しになりますが、そのマイナンバーのカードの券面から性別を削除することを町の条例化に定める、そういう改正ではございませんので、その辺はご理解ください。
	12番 (檜山 忠君)	ほかに質疑ございませんか。 12番。 檜山です。 先ほど、町民課長がカードから男女別のそれを消やすんだということをお話ししていましたが、今、古いカードを持っている人たちのそれらは、どういう処置の仕方をするんだろう。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	すみません。先ほど、これからの予定でございます。次、新しいカードを、今、国でそういう形で男女を表示しないようにしようということで、今後やっていく予定で、今時点ではまだ載っていますし、今後になります。次、次期カードが、新しいカードが今度できる予定なんです、それに合わせてということなので、今、今時点では、そのまま男女は残っておりますので。
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	今のは別にそのままでもいいということですよ。新たに、また後、申請し直したときから新しくなって、変わっていくんだということですね。そう理解すればいいんですね。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	そのとおりでございます。今、改めてそのために申請とかは要りませんし、そういう改正になったときに、変更のほうが自動的になるという形になりますので、カード更新した際に新しいカードになったときに、もうカードが新しいものに、その男女をなくしたカー

当局の説明		ドになっていれば、それに切り替わるということになりますので、何もご自身で何か申請ということは要らないということでございます。
	松林議長	ほかにごいませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１６号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第２２、議案第１７号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第１７号についてご説明申し上げます。 議案書５２ページから５４ページをご覧ください。 本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町関係条例において字句の改正を行うため提案するものであります。 改正を行う条例は３本あります。 この整理条例において、第１条から第３条まで規定しております。 １つ目の条例が５３ページの上段第１条として、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例、２つ目が中ほど第２条として、おいらせ町消防団条例、３つ目がその下、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例、この３本となります。

		このたびの刑法等の改正概要であります、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設するもので、この法改正に伴って、町の条例で引用している懲役、禁錮の字句を、拘禁刑に改めるものです。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料２２ページをお願いいたします。 まず、１つ目の条例、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例では、第２７条と第２８条、ここは期末手当の差止めに関する規定であります。この中に禁錮という字句がありますので、これを拘禁刑に改めるものです。 ２３ページに中ほど２つ目の条例、おいらせ町消防団条例があります。第８条欠格条項の中に、禁錮以上と、禁錮の字句がありますので、これを拘禁刑に改めます。 ３つ目の条例が２３ページの下段から２４ページにかけて、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例では、５３条から５５条までの罰則規定の中に懲役の字句がありますので、これを拘禁刑に改めるものです。 これら改正条例の施行期日であります、法改正の施行の日と合わせ、本年６月１日となります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １１番。 今、３本の条例改正が上がっています。 一般職については期末手当の関係、消防については欠格条項、議会については罰則の条項、この禁錮を拘禁刑に改めるとありますけれども、禁錮というのは、例えば、刑務所の中に入ってどういう状態なのか、拘禁刑になればどういう状態になるのか。ここの用語の説明、ちゃんとお願ひします。 総務課長。 議員から禁錮とか、拘禁刑の内容のことがご質問ありました。
質疑	松林議長 １１番 (平野敏彦君)	
答弁	松林議長 総務課長	

質疑	(成田光寿君)	刑法の中に定められているものでありまして、既に改正されまして、6月1日から施行されますが、懲役と禁錮というものがなくなって、拘禁刑に改めるものであります。 懲役というのは、受刑者を刑事施設、刑務所等に収容する刑罰であります。禁錮もそうありますが、懲役と禁錮の違いは、懲役については、そういう刑務所に入った場合に刑務作業の義務がありますが、禁錮の場合につきましては、刑務作業が任意となっております。要は刑務作業が義務づけなのか、任意なのか、その辺で懲役と禁錮の違いがあると解説では書いてあります。 それらを、懲役と禁錮というものをなくして、このたびの改正刑法で拘禁刑というものに改められました。内容としては、拘禁刑も刑事施設に拘置するのは同じであります。その受刑者の内容に応じて必要な作業を行わせる、必要な指導を行うということになりますので、その者に合った形で先ほどの刑務作業等を行うという形になります。 ここはあくまでも解説を見ての私のお話でありますので、詳しいところまで、ちょっとさらに質問されても答弁に困るところがありますので、お許してください。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	私はね、ちゃんと当局側が議案を提案するわけですから、少なくとも、ちゃんと説明するような確認をして臨んでほしいと思いますよ。ただ字句が変わっただけで提案されても、私らはね、理解できないですよ。 ちなみに、その禁錮になれば、どういうふうな刑務所に入って、どういう状態でどういう処理をされるのか。それが、今、この改正になって拘禁刑になったときに、どういう形態になっていくのか。やっぱりそういうのってきちんと説明できなければ、私は何のためにこの条例改正の提案をしているのか。ちゃんと中身が分かっていないで、議会によく説明できるのかなという思いがありますよ。 私はちなみに、ちょっと14番議員からちょっと解釈聞いたら、何かなるほどなと思ったんですけども、総務課長言っているの、なおさら混乱して、理解に苦しんでいますけれども、禁錮というのはこうで、これが改正になれば受刑者はこういう、さらに罰がどう

答弁	松林議長	変わりますよという、簡単に説明してもらいたいと思いますよ。何も難しく質問しているわけじゃないんですから。 副町長。
	副町長 (小向仁生君)	簡単になるかどうか分かりませんが、総務課長が言ったことをちょっと簡単になるかどうか分かりませんが、同じことになるかもしれませんけれども、ちょっとお答えしたいと思います。 まず、禁錮というのは刑務所の中に拘置するだけで、作業をさせない刑であります。 懲役というのは、裁判で刑を受けた者を刑務所に入れて、一定の労役に服させることであります。 この違いがございます。 そして、この今回一本化される背景は、禁固刑は強制労働はさせないが、一日中何もしないで収容させていると苦痛に感じると、受刑者がですね、苦痛に感じるということから、自ら進んで労務に服するということが多く見受けられると。その実態としてそうなってくると、懲役も禁錮も同じように労務に服する人たちがいるということで、そこでこの2つを一本化したと、まとめたということであります。 なお、新設される拘禁刑は、受刑者全員が同じ労務をするのではなくて、その受刑者ごとに構成プログラムをつくって、その人に合った更生予防を図っていくというのがプログラムにありまして、それが目的となつてつくられるということであります。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	今の副町長の説明ですと、よく分かりました。 禁錮だと、独立した部屋にそのままずっと閉じ込めておいて、いろんなその罰の重さが違う。自分が手を挙げて、この刑務作業をやりたいという意思表示をしても、今まではできなかったけれども、これからはその可能性が出てきたよと。実際に労務作業をこれからは別々にして、禁固刑、様々刑によっては分けて作業させることができるというための改正だということで理解していいですか。

答 弁	松林議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	禁錮の考え方なんですけれども、刑務所の中で拘置するだけで作業させない、一日中何もしないでいるという状況から、希望者にあつては作業したいという人たちが増えているし、また作業している状況でもあるので、何ら懲役の刑と変わらないということになって、それであれば一緒にしましょうということで、一緒にしたという背景です。
	松林議長	ほかにごいませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ごいませんか。
当局の説明	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１７号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ごいませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第２３、議案第１８号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第１８号についてご説明申し上げます。 議案書５５ページから１０１ページになります。５５から１０１ページです。 本案は、今年度を示された青森県人事委員会勧告に準じ、地方公務員の給与制度の包括的見直し、いわゆる給与制度のアップデート

		対応として、町一般職員の給料月額及び諸手当について改定を行うもので、昨年１２月定例会において対応した今年度支給分の改定に引き続き、来年度４月以降の支給分への改定対応を行うものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、添付参考資料２５ページをお願いいたします。 ２５ページから２８ページにかけて扶養手当の規定がありますが、ここは民間企業等の状況を踏まえ、段階的に配偶者分を廃止する一方で、これに対する分を増額し、次２８ページ、第１４条の２地域手当では、対象となる級地、いわゆる赴任する地域の区分を細分化し、支給率を見直しします。 ２８ページ下段から２９ページの管理職員特別勤務手当では、平日の深夜勤務の時間帯の開始区分、従来ですと深夜零時からとなっていたものを、午後１０時からに拡大いたします。 次に、２９ページ下段から４８ページまで、長いページにわたりますが、ここは行政職、医療職、教育職、全ての給料表が改定となります。伴って、職員の個々の給料も新たな号に変更されますが、号級切替えにより、現在の給料の月額と同じ号級に格付することになります。 このほか再任用短時間勤務職員への諸手当見直しとして、住居手当、寒冷地手当が支給されることになり、４９ページに新旧対照表が載っておりますが、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の附則を改正するものであります。 なお、これらの改正対応は、国及び青森県の取扱いに準じて行うもので、条例の施行期日についても国及び県と同様、本年４月１日となります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １１番。 この給料の改正の中で、私は、給料表がまた出ています。これを見て、やっぱり職員の位置づけ、青森県の自治体のラスパイレス指数が青森県は４５位、岩手県が２７位で、上北郡の中であれば、お
質疑	松林議長 １１番 (平野敏彦君)	

答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	いらせ町が 9 5. 3 で最下位です。旧野辺地が 9 5. 7、六戸が 9 5. 6、あと東北町は 9 7. 2、こういうのからいって、前も私はラスでいったら上北郡で最下位ですよ、改善する考えがありませんかということで、町長にも提案したんですけども、連続こういう位置づけになっているということは、やはり職員が働く意欲、モチベーション、そういうものが高まるのかなという思いがあるんですけども、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。 総務課長。 お答えいたします。 職員のラスパイレス指数、いわゆる国家公務員に比べて地方公務員がどうだかというその指数であります、おいらせ町の場合、上北郡の中でも低い位置にあるのは、前から指摘されているとおりであります。 ただ、その辺は課題としては認識してございますが、だからといって、急激にラスを改善するような何か施策を行うつもりはございません。 ラスパイレス指数が低い原因等も、人事担当課のほうで分析はしてございます。ラスパイレス指数の出し方については、大卒、短大卒、高卒という形で、各学歴区分に応じて算出することになっております。大学のところは低いですが、逆に短大卒と高校卒は数値が平均より高い位置、かなり高水準に位置しております。 大学のところの低い理由も、大学を卒業して数年経過して、中途で入る職員が多いがために、職員の初任給の計算の仕方も前歴の職歴に応じて計算することになりますので、ストレートで採用されるよりはかなり、かなりというか、低い形で給与設定がされます。そういった職員が多めにいる関係もあって、大学卒のところが高いと。その分、大学卒、短大卒、高卒、その 3 区分で平均化したときに、全体の平均が全体より下がるという仕組みになってございますので、その辺は初任給の決定の仕方も給与のきちんとしたルールがありますので、その中で計算してありますので、現時点ではラスパイレス指数が低くなっても致し方ないのかなと認識してございます。 以上です。
-----------	-------------------------------------	--

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	これは全国一律、同じ条件で調査をして、指数が出ているわけですから、低いのはどこかに原因があるんじゃないですか。その2年も連続して低いという原因の究明を、ちゃんとしたのかということ。何も今の設定されている条件とか、そういうのを聞いているんじゃないですよ。どこに原因があるのか、それ調査しましたか。全然やっていないで、今の基準のままでいつまでも続けていくということであれば、何回質問しても、同じ答弁なだけです。原因をここにある、さっき大学とか、高卒とかと言っていますけれども、実際に職員が若返りなどにより指数が低下する可能性もあるということで、この県の市町村課で出しているんですけれども、やはり私は、今、すべからく物価が上昇し、給与も大卒の新卒でも30万円以上の給与をもらっている、保証している。30万円以上ですよ、新卒で。役場の初任給からいったら、10万円以上も違うんじゃないですか。そういう実態の中で、やはり町としてもそういう、改善すべきは改善すべきだと私は思いますよ。そういうことでなければ、それだけの人材というのは集まってこないんじゃないですか。優秀なのはほとんど県外行って、私みたいなレベルの低いのが入っていくような形になるのか分かりませんが、やっぱりこの辺のね、原因究明、検討したものをちゃんともう1回説明いただきますよ。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	先ほども答弁いたしましたが、ラスパイレス指数が低い原因というか、その辺はちゃんと分析してございます。 他の市町村との比較はできません。他の市町村の計算している状況を、こちら情報提供いただければ比較はできませんので、町の中での値がどうしてその値なのかというところは、先ほども答弁したとおり、学歴ごとにきちんと全ての職員、新卒の者、それから中途採用の者を全部ラスパイレス指数を出して、低い者は中途採用の者があつたので、それで低いんだなということをきちんと確認をしております。 それから、郡内では確かに低い位置にありますが、全県的に見ると県平均と同等でありますので、その意味からいっても、必ずしも

質疑		低いから上げなきゃいけないという状況ではないと認識してございます。 それから、給料を、月例給を上げる場合も、ラスパイレス指数が低いからといって上げることはできません。給料を上げる場合は、きちんと人事評価、成績等を見ながら勘案して、4号アップとか、6号アップと上げることになっておりますので、ラスパイレス指数が低いから、それを改善するということだけを取って給料を上げることは、不適切と認識してございます。 以上です。
	松林議長	11番。
答弁	11番 (平野敏彦君)	課長の言っているのは、ちょっと私理解できない。比較できないって、比較するためにそういう基準に基づいて、ラスパイレス指数が公表されて、県内そして全国比較できるようになっているわけですよ。 あと一つはね、やっぱり基準に基づいて、じゃあ、この給料表の中で改善する部分があるんじゃないですか。職務職階制でいったら、ここまで来たらもうこっちのほうで給料上げていきましょう、こうして改善していきましょうとかそういう、どこでどういう形で、例えば、主査、主幹、補佐、総括とか様々ありますけれども、そういう職種がつかないと上がらないということを、1つでも、1号でも短縮、詰めていったら改善できるんじゃないですか。そういう改善する方法というのはあると思いますけれども、全然検討する余地がないということですか。私は、それは違うと思いますよ。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	質問、何点かいただきました。 まず、ほかの市町村との比較云々という話でございましたが、確かにこちらのほうでも、県のほうで公表している県内全市町村のラスパイレス指数の数字は把握はしてございます。その結果との比較はできますが、その途中の算式の、途中の結果が出るまでの算式のところまでは、そこそこの市町村が出すものでありますので、その内容が分からなければ、当町との違いは把握できません。

質疑		こちらで比較して検証しているのは、あくまでもラスパイレス指数として結果が出たものに対して、町が平均とどうか、学歴区分ごとにここが低い、ここが高いというのを分析しているだけであって、繰り返しになりますが、当町のラスパイレス指数が低い理由、平均より低いところはきちんと把握はしてございます。 それから、昇任、昇格の話がございました。1級が主事、2級が主査、3級が主任主査、4級が主幹という形で、級が上がるごとに職位も上がるように昇格、昇任のルールが決まっておりますが、昇任、昇格のほうも人事評価等勤務成績に応じて、任命権者が上のほうの相当の上の上位の位に相当の業務ができると判断した場合に、昇任、昇格できるようになっておりますので、そのラスパイレス指数を改善するために急に上げるということは不適切と捉えてございます。 以上であります。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	14番西館です。 簡単をお願いします。 今、給料体系というのを見れば、号級と等級というのがいまだになってきているわけですけども、昔のことをちょこっと思い出して質問するんですが、今現在わたり昇給という言葉は存在しますか。昔はあったとかということであつたら、ありました、いや、今はないですとか、昔からも今もないですと答えてくださるだけで結構です。なければ、もう何も聞かないです。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	当町において、わたりは存在していません。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	※※「なし」の声※※
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから討論を行います。討論ございませんか。 **「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。１時半まで休憩いたします。
	松林議長	(休憩 午前１１時５７分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午後 １時３０分) 日程第２４、議案第１９号、おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第１９号についてご説明申し上げます。 議案書１０２ページから１０６ページになります。 本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、宿泊料の上限を引き上げる改正を行うほか、町関係条例において所要の改正を行うため、提案するものであります。 国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法は、公務員の旅費制度の基本となるものであり、今般、近年の物価高騰や社会情勢の変化により、現行旅費制度では現状に合わない部分が出てきており、特に宿泊料については実態に合わず、これらを含めて見直しが行われました。 当町の旅費制度も旅費法に準じている部分が多く、今回の改正内容を踏まえ、町の旅費条例及び関係条例について改正するものです。 なお、国の旅費法見直しは制度全般にわたって改正されておりますが、県及び県内市町村の対応状況を踏まえ、今回は宿泊料を中心

		に改正を行い、来年度以降、制度全般にわたって改正する予定であることを申し添えます。 それでは、詳細につきまして新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料５０ページから５２ページをお願いいたします。５０から５２であります。 ５０ページ、第６条、第９条、第１７条、それから、５１ページの下の方に、別表第１があります。 ここに規定している宿泊料について、現行の定額支給を実費額支給に改め、その実費額の基準となる額を、旅行先の地域実情等に勘案して規則で別途定めることとし、過不足を精算することとなります。別途定める、規則で定める額は、国の旅費法においても政令で定める内容を踏まえ、都道府県ごとに額を設定いたします。 また、５０ページ、第２０条着後手当は県外赴任の際に支給するものですが、宿泊料の額が見直しされたことに伴い、着後手当の算出方法も改めるものです。 そのほか現行規定で改正前の法律で取り扱う項目もあるため、改正前の法律を参照できるよう改めるものです。 また、５２ページから５５ページにかけて、関係条例の改正が５本載っております。いずれも今回の旅費制度見直しに連動して改正するものや、用語の整理を行うもので、条例としては、固定資産評価審査委員会条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例、出頭人等の実費弁償に関する条例、特別職の職員の旅費支給条例、議会事務局設置条例、この５本であります。 これら改正条例の施行期日であります、法改正の施行の日に合わせて、本年４月１日となります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。 **「なし」の声**

当局の説明	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１９号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第２５、議案第２０号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第２０号についてご説明申し上げます。 議案書１０７ページ、１０８ページになります。 本案は、町執行附属機関の見直しに伴い、一つの附属機関の廃止と、一つの附属機関の所掌事項等の見直しを行うため提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料、５６ページ、５７ページをお願いいたします。 このたびの見直しは、道路運送法等の一部改正に対応して行うもので、５７ページ、現行右側にありますが、介護福祉課所管のおいらせ町福祉有償運送運営協議会を廃止し、５６ページにある政策推進課所管のおいらせ町地域公共交通会議に統合するもので、併せて所掌事項、委員の定数及び委員構成も見直しするものです。 条例の施行期日は公布の日からとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第20号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第26、議案第21号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。 議案書は109ページから112ページになります。 本案は、青森県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の算定方式を4方式から3方式へ変更するとともに、経営基盤の安定のため、保険税率を見直しするため提案するものであります。 なお、この改正案は、先日の議員全員協議会において、町民課から説明したものであります。 それでは、主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書添付参考資料の58ページをご覧ください。 まず、上段の第3条ですが、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を定めるもので、総所得金額に乘じる保険税率を100分の6.3から100分の7.45へ改定するものであります。 次に、その下、第4条ですが、国保税の算定方式を4方式から3方式へ変更するため、廃止となる資産割額を定める条項を削除するものであります。 次に、その下の第5条ですが、被保険者1人当たりの課税額となる均等割額を定めるもので、これを2万7,200円から3万1,600円に改定するものであります。 次に、その下、第5条の2ですが、1世帯当たりの課税額となる

【青森県上北郡おいらせ町議会】

		平等割額を定めるもので、同条第1号において、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、59ページ上段へ移りまして、3万2,200円から2万1,600円に、同条第2号において、特定世帯については1万6,100円から1万800円に、同条第3号において、特定継続世帯については2万4,150円から1万6,200円に、それぞれ改定するものであります。 ここまでの基礎課税額に係る改定部分となりますが、このほか後期高齢者支援金等課税額に係る改定部分については、同じく59ページ中段の第6条から第7条の3までが、基礎課税額と同様に、所得割額、均等割額及び平等割額の改定と、資産割額を削除するものであります。 さらに、介護納付金分に係る改定部分については、同じく59ページ下段の第8条から60ページ中段の第9条の3までが、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額と同様に、所得割額、均等割額、及び平等割額の改定と、資産割額を削除するものであります。 また、国保税は所得に応じた減額措置があり、構成世帯の所得に応じて、均等割額及び平等割額が7割、5割、または2割減額されますが、その減額割合ごとの改定を行うのが第23条第1項で、ページでいきますと60ページ中段から、少し進んで64ページ中段までとなります。 さらに、世帯の中に小学校入学前の未就学児童がいる場合は、対象児童の均等割額が減額されますが、その改定を行うのが同条第2項で、64ページ中段から65ページまでとなります。 なお、この改正条例の施行日は本年4月1日であります。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長 7番 (澤上 訓議員)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 7番。 ちょっと頭がこんがらかってしまってますね、確認の意味で、2点ほど質問したいと思います。 議員全員協議会では、この税率改正について説明がなされましたけれども、今回の改正については、算定方式が4方式の中の資産割を廃止するんだと。で、均等割、所得割、平等割の3方式に改める

答弁	松林議長	というようなことは分かります。で、結局は税率が令和7年度からは上がるという認識でいいのかなど。 それから、2点目、これまで税率が保たれてきていたのは、基金で賄ってきたからということで理解していいのか。で、令和11年度以降に基金が底をついたときに、その時点でまた国保税の税率が上がるということで理解してよろしいのでしょうか。 お願いします。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	ただいま2点ご質問ございましたが、前段のほう、税務課のほうからお答えしたいと思います。 まず、令和7年度から税額が上がるのかというご質問でございましたが、上がる方もいれば、下がる方もいらっしゃいます。当然、資産割分がなくなるわけですから、資産割分の多かった方は下がることになります。資産割自体がない方は、所得割分が率が上がる分、税額も上がるということになります。 以上です。
答弁	松林議長 町民課長 (松山公士君)	町民課長。 それでは、基金についてお答えいたします。 まず、これまで保たれてきた理由ということだと思んですが、平成21年、22年度に税率改正をした以来、これまでしておりませんでした。令和2年度になりまして、いよいよ医療費の伸びもありまして、基金を4,700万円ほど投入して、補填してきました。その後、令和3年、4年、5年とちょうどコロナの時期でございまして、受診控え等もあってですね、それで保たれていたのかなと思っております。シミュレーションではちょうど、やはり令和2年、3年頃にはちょっと厳しくなるのではというシミュレーションで、平成30年度にシミュレーションした時点で、そういうことでイメージしていたんですが、実際そのコロナ禍でその医療費が伸びなかったということで保たれたということで、今回はいよいよコロナも明けて、第5類になって、受診控え等もそうなくなりまして、最近医療費の給付が増加している傾向にございます。

	それで、今回、資産割廃止というのは県からの指示の下にどうか、それに従うんですが、それ以外の部分でその赤字基調になってきていると。今年度も今のところ赤字になる見込みでございまして、今後も前回全協で説明した資料の中でも、今後もっともっとその赤字が増えていく見込みであるので、今回その資産割なくすのと併せて、少なくとも基金を全くゼロにするわけにはいきませんので、最後 7, 0 0 0 万円、その県に統一前には残しておく必要があるかなという判断で、基金を活用しながら保険料抑制という考えの下に、今回その税率のほうを見直したということでございまして、もう 1 個底をついた場合どうなるのかというお話でございまして、今、3 億 8, 5 0 0 万ほど基金がありまして、それを令和 1 1 年度までに活用しながら、最後残り 7, 0 0 0 万円残ればいいなということでの試算で今やっております。 県に統一された場合どうなるかということ、県から確認したところ、やはり市町村のその基金というのは必要なんだと。例えば、税収が、収納率が悪くて、悪化して収納不足に陥った場合には、その基金を活用する必要があって、その市町村で補填ということでございます。 一方で、県でも基金を今の令和 6 年度、今時点で約 7 4 億円ほど県も財政安定化基金ということで、それをもし不足した市町村には貸付けするという制度がございまして、県に統一の場合は県で貸付けということもありまして、ただ、今回 7, 0 0 0 万円にした理由というのは、やはり以前言われていたのが給付金の 5 % ほど基金は積んでおいたほうがいいという、以前にそういう国のほうの通知もあって、それもあって、あとは独自でやっている保健事業ですね、いろんな、そういったものの財源としても基金は活用できるということで、その分で 7, 0 0 0 万円は確保して、県に今度一緒になったときにどうなるかというところが、今、県でもいろいろ協議中でございまして、令和 1 0 年度にははっきりするような話なので、今後、その県の状況等も見て、県の統一した金額が幾らになるのかというのが出た時点で、もう少し上げなきゃ駄目なのか、段階的にうまくソフトランディングするためということで、令和 1 0 年、1 1 年度にはもう 1 回、この税率の見直しをする方向で考えておりました。 以上です。
--	---

質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓議員)	ということは、その時点にならなきゃ、ちょっと分からないという ことでいいですか。なるほど。 でも、確かに基金を使っていけば、必ずやっぱり底が見えてくる と思うんですよ。そうすれば、まず県から借りて、その基金の今ま で補填したやり方でやっていくということになると思うんだけど も、借りるということは結局は返さなきゃならないということにな りますんでね。その辺の今後、令和 1 1 年度以降ですね、どうなる かというのがはっきり決まったら、税率とか、それからどういう見 通しになるのかということを、後で教えていただきたいなと思って おります。 以上です。
答弁	松林議長	答弁は。町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	もちろん、そういった県のほうで方針と、あとは一本化した、そ の保険税の金額等がこのぐらいだよというのがはっきり分かった時 点では、もちろん議会の皆様のほうにご説明して、それで、今やっ ている税率が足りなければ、またちょっと上げて、県にうまく接続 するようにと考えていましたので、十分これからも丁寧に町民の皆 様を含めて、議員の皆様にも何か情報がありましたら、丁寧に説明 していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	松林議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 2 1 号についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第２７、議案第２２号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第２２号についてご説明申し上げます。 議案書は１１３ページから１１６ページとなります。 本案は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 主な改正は３点となります。 添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、６６ページをお開きください。 １点目は、特定教育・保育施設等との連携について、６８ページの下段及び６９ページ上段にあります、改正案の第４２条第２項及び第３項関係の改正となります。 概要になりますが、特定地域型保育事業はゼロ歳から２歳までの子供を少人数で保育する制度で、具体的には家庭的保育、小規模保育、そして事業所内保育などであります。この制度において、地域型保育事業者は、特定教育・保育施設である保育所や認定こども園などとの連携が必要となり、その連携要件、３つあるうちの１つであります、６８ページの改正案第４２条第１項第１号に規定します保育内容支援、こちらについては、今般の改正で町長が保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、この保育内容、支援の連携先を保育所や認定こども園ではなく、ほかの特定地域型保育事業者でも可能とするという内容に改正するものであります。 また、この場合の連携施設にできる地域型保育事業者は、６９ページの改正案第３項で新たに規定します、小規模保育事業Ａ型もし

		くは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者となります。 2点目ですが、同じく69ページ中段以降の改正案第4項と第5項の改正となります。 これは連携施設に求められる要件のうち、第42条第1項第2号、ここでは略となっていますが、ここに規定される代替保育についても、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合などの条件がある場合は、この代替保育を要件とした連携施設の確保を必要としない規定を新たに追加する改正となります。 3点目は、71ページ下段の連携施設に関する経過措置である附則第5項の改正となります。 これは全国的にこの3要件を満たす連携施設の確保が困難である状況に鑑み、国基準においても、連携施設の設定を求めないとする経過措置を10年から新たに5年延長し、15年とすることに伴う改正となります。 これ以外については、字句の訂正など所要の改正となります。 条例の施行日ですが、令和7年4月1日からとし、附則第5項については公布の日からの施行となります。 なお、町内において地域型保育事業を展開する事業所は、現時点ではないことを申し添えます。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第22号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***

当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第２８、議案第２３号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第２３号についてご説明申し上げます。 議案書は１１７ページから１２０ページとなります。 本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 主な改正は６点となります。 新旧対照表でご説明いたしますので、添付参考資料の７２ページをご覧ください。 なお、本案における家庭的保育事業等は、先ほど議案第２２号における地域型保育事業と同じく、家庭的保育や小規模保育、あるいは事業所内保育などを指す総称として、同じ意味で使われることをあらかじめお伝えします。 それでは、１点目となりますが、保育所等との連携について、７３ページ中段以降にある改正案の第６条第２項及び第３項関係の改正となります。 概要になりますが、家庭的保育事業等はゼロ歳から２歳までの子供を少人数で保育する制度で、保育所認定こども園などとの連携確保が必要となります。この必要となる３つの連携確保の要件のうち、７２ページ、第６条第１項第１号で規定する保育内容支援の連携については、今般の改正で、町長が保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、保育内容支援の実施に係る連携施設を保育所や認定こども園などでなく、ほかの家庭的保育事業所等でも可能とするという内容に改善するものであります。 また、この場合の連携施設にできる家庭的保育事業者等は、７３ページ下段、改正案の第３項で新たに規定します小規模保育事業Ａ型もしくは小規模保育事業Ｂ型、または事業所内保育事業を行う者

	となります。 2点目は、改正案の同条第4項と第5項関係の改正となります。 これは連携施設に求められる要件のうち、代替保育についても、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合などの条件がある場合は、この代替保育を要件とした連携施設の確保を必要としない規定を新たに追加する改正となります。 次に、74ページをお開きください。 下段となりますが、3点目は、改正案の同条第6項と第7項関係の改正となります。 これは連携施設に求める要件のうち、家庭的保育などを利用した卒園児の進級先について、町が町内外の保育所や認定こども園等と調整し確保できる場合には、家庭的保育事業者等が連携施設を確保することを不要とする旨の改正となります。 次に、4点目になりますが、75ページ下段、改正案の7条の3関係の改正となります。 これは、家庭的保育事業者等が園児の送迎に当たり自動車を利用する場合に、利用乳幼児の乗降する際の所在確認や、車内にブザーを設置し、利用乳幼児の見落としを防止することを義務づけた、安全管理の徹底に関する規定の改正であります。 なお、この卒園児の受皿と自動車運行に関する3点目、4点目の改正につきましては、国基準が過去において既に改正されておりましたが、当町においては、これに関連した条例改正の手續漏れがあったため、今回、改正するものであります。 5点目になりますが、76ページ中段の改正案第16条関係の改正となります。 これは栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を取得しなくても、管理栄養士になることが可能になることを受け、新たに管理栄養士を追加するものであります。 6点目は附則第3項になりますが、これは全国的に先ほどの連携施設3要件を満たす連携施設の確保が困難であるという状況に鑑み、国基準においても、連携施設の設定を求めないとする経過措置を10年から新たに5年延長し、15年とすることに伴う改正となります。 これ以外については、字句の訂正など所要の改正となります。 なお、条例の施行日ですが、令和7年4月1日からとし、附則第
--	--

当局の説明	松林議長	3項については公布の日から施行となります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第23号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第29、議案第24号、除雪グレーダ（3.1m級）購入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第24号についてご説明いたします。 議案書は121、122ページになります。 また、入札一覧表は添付参考資料の77ページに掲載しておりますので、参照願います。 本案は、除雪グレーダ（3.1メートル級）購入のため、去る令和7年2月18日に8社により指名競争入札を執行したところ、3,168万円でコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー十和田支店が落札者に決定しましたので、同社と契約を締結するため提案するものです。 なお、本除雪グレーダの購入は、老朽化により故障時に修理不能となる恐れがある現有除雪車1台の更新を目的としており、令和6

当局の説明		年度一般会計予算の１２月補正において、繰越明許費を設定の上、納入期限を令和７年１１月２８日としております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第２４号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
当局の説明	松林議長	日程第３０、議案第２５号、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長	それでは、議案第２５号についてご説明申し上げます。 議案書１２３ページになります。
	(三村俊介君)	本案は、令和６年第３回おいらせ町議会定例会において、議会の議決をいただいております、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約を変更することについて、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、変更契約を締結するため提案するものであります。 概要であります、本工事はいちょう公園テニスコートの人工芝を撤去し、新たに砂入り人工芝を設置する工事でありました。工事

当局の説明		の過程でテニスコートの人工芝を撤去したところ、コート下地のコンクリートについて劣化が少なく、コンクリート面の凹凸の修正が僅かであったこと、撤去したコンクリートの処分量が当初設計より減少したことなどから、契約額を314万6,000円減額し、変更後の契約額を6,395万4,000円とするものです。 この減額分について、当初契約額の100分の3を超えたことから、町長の専決処分のできる事項ではなく、議会の議決事項となることから提案するものであります。 以上で説明終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第25号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
当局の説明	松林議長	日程第31、議案第26号、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長	それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。 議案書124ページになります。
	(三村俊介君)	本案は、令和6年第2回おいらせ町議会定例会において、議会の議決をいただいております、いちょう公園体育館外壁等改修工事

		請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結するため提案するものであります。 概要であります。報告第2号においても説明させていただきましたが、本工事においては、当初の想定以上に外壁のひび割れなど、多くの補修の数量が増加し、さらに老朽化が原因の当初計画されなかった修繕工事が発生いたしました。また、塗装の下地の吹きつけの塗料を変更したことなどにより、契約額を全体で499万4,000円増額し、変更後の契約額を1億784万4,000円とするものであります。 この増額分については、当初契約額の100分の3を超えたことから、町長の専決処分できる事項に該当せず、議会の議決事項となることから提案するものであります。 以上で説明終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第26号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第32、議案第27号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。

当局の説明	地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 それでは、議案第２７号についてご説明いたします。 議案書は１２５、１２６ページになります。 また、路線図を添付参考資料の７８ページから８０ページに掲載しておりますので、参照願います。 本案は、適正な道路の管理を図るため、青葉１９号線ほか５路線、延長５１２．６メートルについて、道路法第８条第２項の規定に基づき、路線を認定するため提案するものです。 青葉１９号線、藤ヶ森２５号線、藤ヶ森２６号線及び藤ヶ森２７号線の４路線は、町道整備事業等により整備が完了したため、路線認定するものであり、秋堂８号線及び秋堂９号線の２路線は宅地分譲により築造された道路の寄附採納により路線認定するものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第２７号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第３３、議案第２８号、令和６年度おいらせ町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。

当局の説明	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、議案第２８号についてご説明申し上げます。 議案書は、１２７ページから１３８ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に２億９１５万６，０００円を追加し、予算の総額を１３２億８，６９０万８，０００円とするものであります。 １３４ページをご覧ください。 第２表継続費補正は、事業費の精査により、２件の事業について総額及び年割額を変更するものです。 １３５ページをご覧ください。 第３表繰越明許費補正は、７件の事業について年度内の完了が困難と認められるため、予算を翌年度へ繰越しして使用するため設定するものです。 １３６ページから１３８ページをご覧ください。 第４表地方債補正は、１件の事業を追加、２１件の事業の限度額を変更、１件の事業を廃止するものです。 続いて、主な内容についてご説明いたします。 令和６年度一般会計補正予算（第７号）に関する説明書をご用意ください。 歳出の主な内容からご説明いたします。 ２２ページをご覧ください。 ２款１項５目財産管理費の２４節公共施設整備基金積立金２億円の増額は、新庁舎ほか今後の公共施設整備に係る財源として活用するため計上するものです。 ２款１項７目諸費の２４節減債基金積立金３，９３０万７，０００円の増額は、今回の歳入予算に計上している普通交付税増額分の一部を原資として、令和７年度、８年度の２か年にかけ、臨時財政対策債の償還に充てるため計上するものです。 ２３ページをご覧ください。 ２款１項８目新庁舎建設費の１２節新庁舎設計業務等委託料３，９８１万３，０００円の減額は、支出見込額精査により計上するものです。 ２４ページをご覧ください。 ２款２項１目企画総務費の１８節生活支援商品券支給事業費補助金７，０９０万円の追加は、物価高騰による生活支援のため、住民
--------------	---------------------------	---

	税非課税世帯以外の世帯に対し、1世帯当たり8,000円の商品券を配付し、その換金費用として計上するものです。 30ページをご覧ください。 3款1項1目社会福祉総務費の19節住民税均等割課税世帯等支援給付金3,150万円の減額は、事業費確定により計上するものです。 32ページをご覧ください。 3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費1億459万8,000円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。 34ページをご覧ください。 4款1項2目予防費の12節高齢者新型コロナウイルスワクチン接種委託料3,083万7,000円の減額は、支出見込額精査により計上するものです。 44ページをご覧ください。 8款2項2目道路橋梁新設改良費の14節町道舗装補修工事費(緊自債)7,916万7,000円の追加は、一川目1号線舗装補修工事業を実施するため計上するものです。 51ページをご覧ください。 10款2項3目小学校費の学校建設費14節小学校防犯施設整備工事費3,111万4,000円の追加は、学校の防犯対策として防犯カメラ等を設置するため計上するものです。 53ページをご覧ください。 10款3項3目中学校費の学校建設費14節木ノ下中学校講堂改築工事費3,228万8,000円の減額は、支出見込額精査により計上するものです。 同じく中学校防犯施設整備工事費1,908万円の追加は、先ほど小学校費で説明した内容と同様となります。 55ページをご覧ください。 10款5項2目体育施設費の14節いちょう公園体育館照明器具改修工事費3,337万4,000円の減額は、支出見込額精査により計上するものです。 このほか、各款にわたり執行見込額の精査により、減額または増額するものであります。 主な歳出の説明は以上になります。
--	---

	次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。 ページが前のほうに戻りまして、８ページをご覧ください。 １１款１項１目地方交付税の普通交付税１億４，１４９万４，０００円の増額は、再算定により追加交付額が決定したため計上するものです。 １０ページをご覧ください。 １５款１項１目民生費国庫負担金の４節子どものための教育・保育給付交付金６，０４５万円の増額は、歳出の３款民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。 １２ページをご覧ください。 １５款２項６目教育費国庫補助金の４節小学校防犯施設整備事業費補助金１，５７０万９，０００円の追加は、歳出の１０款教育費に計上した工事費に対応し計上するものです。 １３ページをご覧ください。 １６款１項１目民生費県負担金の４節子どものための教育・保育給付費等負担金１，９０５万７，０００円の増額は、歳出の３款民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。 １５ページをご覧ください。 １７款２項１目不動産売払収入の土地建物売払収入２，７８８万８，０００円の減額は、売却見込額の精査により計上するものです。 １６ページをご覧ください。 １９款２項１目財政調整基金繰入金７，０２９万円の増額は、当補正予算編成に係る財源調整により計上するものです。 なお、当該基金の年度末残高は、予算ベースで約１７億６，０００万円となる見込みです。 同じく７目公共施設整備基金繰入金７，３００万円の減額は、繰入れ予定事業費の精査により計上するものです。 このほか、各課にわたり執行見込額の精査により、減額または増額するものであります。 ページが後ろのほうに行きまして、５７ページ、５８ページをご覧ください。 給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映したのになります。 次に、５９ページ、６０ページをご覧ください。 継続費に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定
--	---

質疑	松林議長	している継続費の内容を掲載しているものです。 次に、６１ページ、６２ページをご覧ください。 地方債に関する調書には、今回の補正内容を反映させた年度末現在高の見込みを掲載したのになります。 最後に、６３ページ以降の補正予算、主な内容は予算案審議の参考として、主要な個別説明を掲載したものです。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 ここで暫時休憩いたします。 皆様にお伝えします。 黙禱をささげるため、２時４５分までに議席にお戻りくださるようご協力お願いいたします。 暫時休憩、２時４５分まで休憩となります。よろしく申し上げます。
	松林議長	(休憩 午後 ２時２１分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午後 ２時４７分) これより、歳入全般について質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第７号）に関する説明書６ページから１９ページになります。 なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、〇〇の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。予算計上されている事業に関係しない質疑は控えてくださるようお願いします。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。 １２番。
	１２番 (檜山 忠君)	１２番、檜山です。 ちょっと聞きたいんですけども、１２ページ、１６款県支出金、目として１民生費の県負担金の中にですね、区分の１の中に入っているんですけども、４万３，０００円というので、これ行旅死亡

答弁	松林議長	人等埋・火葬費負担金というのがあるんですけども、これは何のことですか。行方不明者とか、いろんな不明者のことのそれなんですか。それを教えていただけますか。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長。 ただいまの議員の質問にお答えいたします。 12ページの行旅死亡人等埋・火葬費等負担金になります。簡単に言いますと、埋・火葬を行う者がいない死亡人、具体的に言いますと、旅行等にして亡くなって身元が分からない方、もしくは最近多い例は身寄りがいない方で町が火葬費等費用について負担した分について、その費用の一部について、県にこれ負担してもらっているものになります。 以上になります。
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	これは毎年、県のほうから来るのでしょうか。で、支出を見ると、これないんですよね。使われたふうがないんです。毎年何かこれが上がってはきているということなので、過去においてもそういうのがあっているのかどうか、それらをちょっとお聞きいたしたいと思います。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	まず、ちょっと歳出には出てこないのは、埋・火葬に関する費用として手数料でちょっと計上しておりまして、今の補正予算にはちょっと出てきていないという状況があります。 それで、身寄りのいない方、埋・火葬ちょっと町で実施している状況です。おおむね毎年3人ぐらいは出てきているような状況になっております。そのうち、何ていうんですか、本人、身寄りがいない方でも、ご本人の手持ち金がある場合があります。埋・火葬についてはその費用を充当することが、ご本人のために使うことという理由で、埋・火葬の費用には充てることができることになっておりますので、そういった手持ち金がある方については、その手持ち金を

		充当しますので、一旦、町は埋・火葬費については支出はするんですけれども、後でそちらを、何ていうんですか、身元不明なんですけれども、遺族調査などを行って、その方の遺族が全部いたとしても、受け取りとか関わりを拒否した場合は、その手持ち金を充てて、埋・火葬費に充てているところです。 で、こういう県の負担金が出てくる理由です。ほとんど結構こういう方が多いんですけれども、やっぱり手持ち金持っていない方多いです。その場合はそういう身元調査した上で、遺族の関係からも調査を行って、確定した後、何百円か持っていれば、一応埋・火葬費、火葬代ですね、費用のほうに充てています。 なおかつ、大体火葬代、葬儀屋さんをお願いするんですが、10万円ぐらいはかかります、最低ですね。その差額分で足りないときは県のほうに請求いたしまして、その部分について頂く形になっております。 なので、この4万3,000円についても、一部充当できるお金があったので、充当した後、遺族調査を行った後、その差額分について、町が負担した4万3,000円分について県に請求し、県から今回頂いたという内容になっております。 以上になります。（「もう少し簡単に説明できないかな、お願いします」の声あり） 12、オーケー。 ほかにございませんか。 11番。 6ページの1款1項1目の町民税個人分のところで、現年度分が691万円、過年度分が115万1,000円、トータルで806万1,000円の補正額になっていますけれども、この確定時期というのは、申告後が終わって修正か何かしたのかなということで、ちょっと確定時期、経過をちょっとお知らせいただきたいと思います。 それから、同じく2項1目の滞納固定資産の滞納繰越ですけれども、この減額になったというのは、課税して何か取壊しとか、様々な要件があったのかなという、この辺の理由が分かったら説明いただきたいと思います。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	

答弁	松林議長 税務課長 (堤 雅之君)	それから、8ページの11款地方交付税のさっきの説明ですと、再算定によるとありますけれども、再算定の時期がいつになって、この収入確定。例えば、この再算定がもっと早くて、この金額が12月補正になったら、いろんな意味で、この金額が補正になったら、対応の仕方も予算的に違ってくるんじゃないかと私思っていて、この辺のこの時期、再算定の時期、確定時期をお知らせいただきたいと思います。 それから、9ページに行って、14款1項6目の土木使用料で、町営住宅の使用料が302万2,000円減額、それから滞納繰越分も合わせて342万8,000円減額になっています。これはどういうふうな理由なのか、入居者が亡くなったのか。この辺、説明をいただきたいと思います。 それから、11ページの15款2項1目物価高の2,400万円、対応が多分5万、3万とか8,000円のこれに充当になるのかなと思いますけれども、ここ確認をしたいと思います。 それから、12ページのところで、12款3項1目、この中長期、15款3項1目2節のところで中長期滞留居住地等届出事務委託金が2万5,000円減額になっていますけれども、これ多分これ外国人じゃないかと思うんですけれども、町内に大体どのぐらいの外国人がいるのか。国籍とか、そういうのが分かったら、お知らせいただきたいと思います。 それから、14ページの16款2項4目で、14款2項4目、どこだっけ、ここの14款2項7目です。学校給食の、見えなくなつた。 ちょっと取りあえず、ここまでお願いします。 税務課長。 それでは、6ページの町税の部分についてお答えしたいと思います。（「追加の質問駄目」の声あり） ご質問のほうは、1款1項1目の住民税の現年分と過年分、修正申告なのかというご質問でございました。お見込みのとおり、修正申告と、あと期限後申告というものがあります。 具体的に言いますと、税務署等の調査が入りまして、個人にですね、過去数年遡って課税されたというものがございました。過年分
-----------	-------------------------------------	---

		と現年分に分かれて、それぞれ今回大きく上がったというものであります。 続いて、１款２項１目固定資産税の滞納繰越分ですけれども、こちらは滞納繰越分の減額ということは、すみません、滞納の調定額が下がっております。昨年の前年同期比でいきますと、約５００万円下がっています。これに対して徴収率のほうは上がっておりまして、徴収率が昨年同期比で滞納分は２５．１％だったのが、今現在は２８．４％ということで、３．３ポイントほど上がっております。その差額分が、この９７万６，０００円の減ということになっております。 以上です。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 それでは、８ページの交付税のところの質問にお答えしたいと思います。 再算定がいつ行われたかということなんですけれども、ちょっと正しい日付があれなんです、国の年末の補正予算において、たしか１１月中旬以降から１２月にかけて再算定が行われて、今回の１２月補正に間に合わなかったので、３月補正で計上していると。内容については物価高騰等、あと給与費の改定費等が増額ということになっております。 以上です。
答弁	松林議長 政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 それでは、平野議員の１１ページの１５款２項２目の部分についてお答えします。 ここの物価高騰対応重点支援地方交付金２，４７２万１，０００円の部分でございますが、ここの部分につきましては、令和５年度から物価高騰対応支援重点創生臨時交付金がありまして、それをこれまで非課税均等世帯へ１０万円とか、世帯への子供加算５万円とか、各種交付を行ってまいりました。それを歳入入って支出して、その部分について、今回の非課税世帯の給付金とか、灯油とか、あとは生活支援の商品券とかに対応する差引きの残金が、ここの歳入

答弁	松林議長	の2, 472万1, 000円となります。 以上です。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	私からは、9ページの14款1項6目使用料・手数料のうち、町営住宅使用料及び滞納繰越分の減額について質問がありましたので、ご説明いたします。 このたびの住宅使用料302万2, 000円の減額と、同じく滞納繰越分52万8, 000円の減額についてでございます。 これは今年初めての補正になりまして、当初予算からの調整になります。今年度の補正の理由ですが、今年度の当初予算で見込んでいた入退去の数、途中の退去等によりまして、住人の数が変化しておりますし、あるいは、この家賃の個々の家賃についてでございますけれども、個々の家賃についてでも一定ではなくて、前年の収入によって家賃が決定されるものですから、家賃が下がったりしている方もおります。中には増えていたりしている人もいますけれども、トータルで302万2, 000円の現年度分の減ということになっております。 あと、それから滞納繰越分については、滞納繰越分の純粋に当初の見込みに対して、滞納繰越分を収納できなかった分について、52万8, 000円減額しているものでございます。 以上です。
答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	12ページの15款3項1目の中長期在留者のところでの外国人の数ということでございまして、3月1日現在でいいますと、371人います。世帯数だと327世帯ということでございまして、あと国籍はということでしたけれども、多い順にいいますと、ベトナムが74人、続いて中国が57人、3番目がフィリピン51名、上位3についてはそのような状況になっております。 以上です。
	松林議長	答弁漏れありますか。

質疑	11番 (平野敏彦君)	11番。 今、答弁していただきました。 税務課については修正申告等、税務署の調査があったということで、税務署の調査というのは毎年あるわけではないと思うんですけども、令和6年度はこれでいったら何件ぐらいが調査の対象になったのか、件数分かったら教えて。令和7年は多分入ってこないんじゃないかと思いますけれども、この辺の予測も合わせて、お聞かせいただきたいと思います。 それから、地方交付税については11月の中旬以降ということで、私はこれもっと早めれば、12月の補正予算になったら、いろんな意味でこの財源が生きてくるんじゃないかなと思ったんですけども、国の制度的な部分もあって、なかなか容易でないのかなという思いがあります。 それから、外国人については今聞いてみまして371人、私の近くにも結構おります。新聞見ますと、この外国人のいろんな意味で各自自治体によって交流会をやったり、外国人の勉強会やったり、そういうのが開催されているようですけれども、私は特に農家の方が町内で3人なり4人受入れして、作業している人が結構いるんですよ。ですから、そういう方々は非常に私はたまに郵便局とか、そういうので接するんですけれども、非常に何ていいますか、いろんな人とのつながりを求めているなという、会話をしたいとか、そういう求めているような形で、私も英語は全然駄目なんですけれども、それでも日本語片言でもつながりがあります。 ぜひ町としても、こういう住んでいる327世帯あるわけですから、ひとつ企画をして、町として交流する機会とか、そういうのを町長にはぜひ設けてほしいなという思いがありますので、ここひとつ町長お聞かせいただきたいと思います。 以上です。 それから、さっきの続きでページ14の16款2項4目学校給食のところで……。 平野議員、それは前にもお話ししておりますけれども、追加は認められていませんので、ご了承願います。 税務課長。
-----------	------------------------	---

答弁	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、平野議員にお答えしたいと思います。 まず、先ほど修正申告の件数は1件だったのかというお話だったかと思いますが、大口のものが1件ですけれども、細かいものはたくさん、たくさんあります。その合計額になっております。 続いて、税務署とのやり取りの話をちょっとしたいと思うんですけれども、滞納に関する情報は随時税務署とやり取りをしております、その中で取れたものか、取れないものかというところまでは、ちょっとこちらでは把握できておりません。大口で取れたのが1件確認できたのは、今回、説明したとおりであります。 以上です。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 突然ですけれども、まず、その外国人が来て、たしか私の記憶だと、日本の農家に働きに来ているみたいで、その中で自分で目につけたのは、たしか三田町内会の山車組だったと思うんですけれども、その人たち四、五人来て、何ていうんですか、和やかに交流していたのと、また、今、副町長が肴町でもそういう山車組に参加している人いるよという話ですので、それなりに地域と交流しているのではないのかなという気がしておりますし、また、そういう部分で果たして町が声かけていいものか、雇主にそういう使用権限というんだか、何かあるんだか、よく分かりません。まず調べて、また、もしそういう機会があれば、できるだけそういう交流するように働きかけはしてみたいと思います。 以上です。
質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	ほかにございませんか。 1 番。 3 点ほど、内容の確認をさせてください。 1 4 ページ、1 6 款 2 項 4 目農林水産の補助金の関係で、農業費補助金ですね。その中の大きく減額になっている経営体育成支援事業費補助金と農業次世代人材投資事業費補助金、この減額の内容をお知らせください。何かあまり補助金使う人がいなかったのか、そ

		こら辺の関係ですね。 あと、１６ページ、１８款寄附金の１項の１目の一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税寄附金、これ増額になっている内訳を教えてください。 最後が１８ページ、２２款町債のうちの４目消防費の百石第４分団水槽付消防ポンプ購入事業の町債が減額になっている理由というか、内容を教えてください。 以上です。
答弁	松林議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 それでは、お答えします。 まず、２点補正のところということですが、まず経営体育成支援事業費補助金ですが、こちら農家の方が機械等、トラクターなり、そういったものを購入したいといったときに、国の助成事業があるんですが、それで予算取りをしていたものです。実際に要望したんですが、これポイント、例えば、農業経営でどれだけ目指すかとか、そういうポイント制によって、ほかの市町村とかでも要望があれば、そのポイントが高い順で採択されるので、今回、ちょっとおいらせ町の方には当たらなかったということで減額させていただきました。 次に、農業次世代人材投資というところの補助金ですが、こちら新規就農があった場合に、県の補助金を活用してできるんですが、相談とかあった場合、あつたりはしていたんですが、今回はこの補助金を活用するに至らなかったということで、減額したものであります。 以上です。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 それでは、１６ページの一般寄附金についてお答えいたします。 １５４万４，０００円の内訳ですが、全部で３件あります。 株式会社パセリー菜さんから１００万円、明治安田生命保険相互会社八戸支社から４９万３，５００円、それから歌手のふじ香様から５万１，９９７円と、その３件分であります。

答弁	松林議長	以上です。 商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは引き続きまして、１６ページのふるさと応援寄附金８００万円の増額について、ご説明を申し上げます。 当初予算においては、予算として２，４００万円を見ておりました。予算要求段階におきましては、今年度の見込みとして３，２００万円ということで、８００万円増額をさせていただいたところでございます。 実は３月９日現在、もう最新の数字でございますけれども、今の実績でいいますと３，２１８万３，０００円ということで、もう既に今回補正した予算額をオーバーして寄附を頂いているというところでございますので、それについては、また補正等で措置していくということにしております。 以上です。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課です。 １８ページの消防債のところの百石第４分団水槽付ポンプ車の購入の減については、入札残に伴う減額の起債対応分９割の１０万円未満切捨ての額が１４０万円になるということであります。 以上です。
	松林議長 (議員席) 松林議長	よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに質疑ございませんか。 **「なし」の声** なしと認め、歳入についての質疑を終わります。 歳入全般の質疑を終わります。 お諮りします。 本会議における議案審議については、ただいま審議している議案第２８号、令和６年度おいらせ町歳入が終わりました。 一般会計補正予算についての歳入全般が終わっております。

		明日は歳出から引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
日程終了の告知	松林議長	よって、本会議の議案の審議は、そのように取り扱うことに決しました。 これで本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	松林議長	なお、明日の本会議は、引き続き本会議場において、午前１０時から議案の審議を行います。
散会宣告	松林議長	それでは、本日は延会とします。 ご苦労さんでございました。 (延会時刻 午後３時１６分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 5 月 22 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 西 館 芳 信

署名議員 川 口 弘 治